都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の概要

〇「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な 都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体:市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率:1/2(都市機能誘導区域内)、45%(都市機能誘導区域外)

対象事業

- <市町村、市町村都市再生協議会>
- 〇市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、 高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)※、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

< 民間事業者等>

〇都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設[※]の整備 ーただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と 補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする

施行地区

- 〇都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の 「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に 定められている地区
- ーただし、次の市町村を除く※1。
- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条 例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不 適切な運用を行っている市町村
- ※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づ く事業はこの限りでない。
- ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。
- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画(以下「水辺まちづくり計画」という。)がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2
- ※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く)。
- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある 市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将 来像を提示している区域^{※3}
- ※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。